

| | 質問 | 回答 |
|---|---|--|
| 1 | 店舗から服薬指導を行う場合、患者情報が薬局勤務者以外に知られないようにするという理解でよいのか。 | ご認識のとおりです。 |
| 2 | オンライン服薬指導用のスペースを配置する広さはないので、調剤室での服薬指導でも問題ないか。 | 薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所について、対面による服薬指導が行われる場合と同程度にプライバシーに配慮された場所であれば、その調剤を行った薬局内の場所（薬機法に基づき許可を受けた範囲にある場所）で行うことが可能です。 |
| 3 | 服薬指導について患者に周知させるのは、店内の掲示はしないで、ホームページ上のみでも構わないか。 | <p>薬局開設者は、当該薬局の薬剤師に、次の(ア)及び(イ)に掲げるオンライン服薬指導に関する必要事項を明らかにした上でオンライン服薬指導を実施させる必要があります。</p> <p>なお、当該事項を明らかにするに当たっては、服薬指導に利用する情報通信機器やアプリケーション、当該薬局のホームページに表示する方法等によることも可能です。</p> <p>(ア) オンライン服薬指導を行うことの可否についての判断の基礎となる事項</p> <p>(イ) オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項</p> <p>なお、オンライン服薬指導に関する必要事項を説明するに当たっては、以下について留意する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者に重度の認知機能障害がある等により薬剤師と十分に意思疎通を図ることができない場合は、説明の際に、患者の家族等を患者の代わりに指導の対象とすることができること。 ・必要事項に変更が生じた場合には、改めて患者に明らかにすること。 |
| 4 | 公費をお持ちの患者様は、オンライン診療ではどの様に負担額を管理されているのでしょうか。 | 診療時のオペレーションについては実体験からお答えできないので、医師向けの内容ではありますが、東京都保健医療局：東京都オンライン診療推進セミナーのアーカイブ動画をご利用いただくと良いと思います(https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/onlineshinryo/onlineshinryoseminar.html) |
| 5 | 医療機関から処方箋原本が送られてくるまえに、オンライン服薬指導、薬剤の交付が行われるケースもあることから、医療機関の「なりすまし」防止のため、必ず電話をかけて確認しているという薬局もあり、この確認方法について電話よりも効率のいい方法があれば教えてほしい。 | 講演内でも紹介したオンライン服薬指導専門のシステムの中には、あらかじめ登録している医療機関のみを対象とする仕組みのものもあるようです。一般的に、電話やLINEなどの汎用性の高いシステムと比べて、有料の専用システムのほうが、身元確認等は容易になります。詳しくは、各メーカーにお問い合わせください。 |
| 6 | 処方箋の応需から調剤、薬剤送付とオンライン指導後の患者さまの受理確認（土日等配送状況を含む）までのタイムラグについての薬局対応はどの程度考慮する必要がありますか。 | オンライン服薬指導の仕組み上、処方箋の応需から、薬剤交付完了までタイムラグが生じることが多いですが、講演内でも言及しています通り、薬の緊急性や患者さんの現状を考慮して直接、薬を届けるなど臨機応変な対応が求められます。オンライン服薬指導のシステムが適さない状況の場合は対面に切り替える必要もあります。受理確認には、配送証明など配送会社の既存のシステムを利用するという方法もあります。考慮する事柄については、以下の資料もご参考ください（資料：令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「オンライン服薬指導の実施要領について」） |